



平成 30 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 白 鳩
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 上 正
(コード：3192 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 服 部 理 基
(TEL. 075-693-4609)

決算期の変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 21 日開催の取締役会において、平成 30 年 11 月 28 日に開催予定の第 47 回定時株主総会で現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日までとしておりますが、親会社である小田急電鉄株式会社の事業年度に対応し、連結決算・業績開示等をより適切に行うことを目的に、事業年度を毎年 3 月 1 日から 2 月末日までに変更いたします。

なお、決算期の変更に伴い、移行期間となる第 47 期事業年度は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 2 月末日までの 6 ヶ月間といたします。

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに付則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 8 月 31 日

変更後：毎年 2 月 末日

3. 定款変更の内容

変更内容はつぎのとおりであります。

現行定款	変更案
第 11 条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>11 月</u> にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第 11 条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年 <u>5 月</u> にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第 12 条（定時株主総会に基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>8 月 31 日</u> とする。	第 12 条（定時株主総会に基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>2 月末日</u> とする。
第 35 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>9 月 1 日</u> から翌年 <u>8 月 31 日</u> までの 1 年とする。	第 35 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>3 月 1 日</u> から翌年 <u>2 月末日</u> ま での 1 年とする。

<p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>8 月 31 日</u> とする。</p> <p>第 38 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>2 月末日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2 月末日</u> とする。</p> <p>第 38 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>8 月 31 日</u> を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>7. 47 期の事業年度は平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 2 月末日までの 6 ヶ月間とする。</p> <p>8. 第 38 条 (中間配当) の規定にかかわらず、第 47 期事業年度の中間配当は行わないこととする。</p> <p>9. 付則 7、8、9 は、第 47 期事業年度経過後、これを削除する。</p>
--	---

4. 業績予想の開示について

今期の業績予想に関するお知らせを同日開示しましたので、あわせてご参照願います。

以上